

## 4 外国につながる方の人権課題

大和市には、多くの外国につながる方が生活しており、76の国と地域につながる、5,980人（平成28年6月1日現在）の外国人市民が在住しています。

本市には、厚木基地があることに加えて、1980（昭和55）年2月から1998（平成10）年まで、大和定住促進センターが南林間に設置されていたことから、ベトナム、ラオス、カンボジア出身の方が市内に多く暮らすようになりました。これらの難民の方々を、地域や学校で受け入れようと支援の手が差し伸べられ、地域レベルでの国際交流が盛んになりました。

このような中、本市は1992（平成4）年7月に設立された公益財団法人大和市国際化協会と連携し、外国につながる方への支援を行い、国籍や民族の違う人が、互いの文化の違いを認めあっても生きる「多文化共生社会」の実現を目指しています。

### （1）外国につながる方の権利擁護の推進

外国につながる方は、次のような様々な困りごとを抱えています。

- ・日常生活：騒音、ゴミ出し等の地域社会のルールに伴うトラブル等
- ・住 ま い：住居や駐車場等の契約の難しさ等
- ・仕 事：労働条件の悪い職場での就労、賃金の未払い、職場での差別等
- ・医 療：自分の病状等を十分に伝えられない、医療費の心配等
- ・教 育：学習の遅れ、アイデンティティ<sup>※6</sup>の確立の困難さ、進学問題、教育費の工面等
- ・そ の 他：災害時の支援、地域での孤立、相談相手の不在等

これらの困りごとを解決していくために、外国につながる方が行政や地域の自治活動において、積極的に意見を述べ、相談ができるような取組みが必要です。

#### 【主な取組みの方向】

外国につながる方が差別を受けることなく、安全・安心な暮らしを確保するための総合的な人権保障に向けた取組みを推進します。

外国につながる方が気軽に意見を述べ、相談ができ、その困りごとなどを理解し、解決に取り組む地域づくりを推進します。また、多言語による総合相談体制の充実に努めます。

## (2) 多様な文化を認め合う地域社会づくり

外国につながる方の中には、地域社会や職場、学校などで困難に直面している人もいます。こうした問題の根底には生活習慣や文化、宗教などの相違があり、そのことが外国につながる方への偏見や差別につながることもあります。異文化に触れ、多様な文化を認め合うことで、多文化共生が実現されます。

### 【主な取組みの方向】

地域、関係団体及び行政が連携して、国際交流や多文化共生、すべての人が互いに認め合う地域づくりを推進します。

次代を担う青少年を育成する観点から、豊かな国際感覚を持った人材を育成するための国際理解教育を推進します。

## (3) 言語、情報に関する支援の充実

外国につながる方の生活上の困難において、言葉の問題は大きな要因と言えます。言葉が通じないため、地域との交流が疎遠になりやすく、不利益を被ることもあります。外国につながる方が日本語を学ぶことや多言語での情報発信も必要ですが、「やさしい日本語<sup>\*7</sup>」で話しかけ、情報発信していくことも必要です。

### 【主な取組みの方向】

日本語を学ぶ機会を拡大するとともに、多言語での情報提供に努めます。

刊行物や案内表示、行政からの通知等については、多言語による記載、ルビふり、やさしい日本語での表記等の配慮を行います。

## (4) 外国につながる女性への保護と支援

コミュニケーション、生活習慣の相違、合法的な滞在を目的とした婚姻関係等に伴うトラブルから、外国につながる女性へのDV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>\*8</sup>被害等が発生しています。また、妊娠・出産の可能性もあることから、男性に比べて就労機会が制限されることや、生活の中で不安や困難を経験することが考えられるため、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

### 【主な取組みの方向】

外国につながる女性のDV被害者等のための専門相談機関やNPO等との連携を図り、相談・保護・救済の体制を整備します。

(5) 外国につながる子どもの権利の保障【再掲】

本市には外国につながる子どもが多くいます。多様な人々がお互いに尊重して生活をするための環境整備が求められています。外国につながる子どもが自己を確立するために、ルーツの国の言語や文化を学ぶ機会も必要で、それを受け入れる体制が必要です。

【主な取組みの方向】

教育、就労、医療、福祉等で、外国につながる子どもへの配慮を行います。また、教育においては、外国につながる子どもの母語・母国の文化等を大切にしながら、日本語等を学べるような環境を整備します。

(6) 外国につながる高齢の方の権利の保障【再掲】

超高齢社会の到来に伴い、外国につながる方の高齢化も進んでいます。外国につながる高齢の方は、言葉が不自由であることで福祉などの情報が届きにくくなったり、就労が困難になったり、言葉や文化の壁に加え、高齢による不自由さも重なります。外国につながる高齢の方が安心して暮らせるよう、地域でのつながりを深め、必要な情報を伝える取組みが必要です。

【主な取組みの方向】

高齢の方へ向けた情報について、多言語ややさしい日本語での情報提供に努めます。また、外国につながる方や高齢の方の困りごとについて地域での理解を促し、相談・対応に努めます。

(7) 人道的な対応

オーバーステイ等により合法的に滞在していない外国につながる方は、法的には市民としての権利を受けることはできません。しかし、人権はすべての人に保障されるものです。生命等を守るための緊急的な措置については、人道的な対応が必要です。

【主な取組みの方向】

生命等を守るための緊急的な措置については、人道的に対応します。

## 【外国につながる方の人権課題】とくに たいせつなこと

- ・外国につながる方が行政や地域の活動において、積極的に意見を述べ、相談ができるような地域づくりをすること。
- ・生活習慣や文化、宗教などの違いを知り、すべての人が互いに認め合う地域づくりを推進すること。
- ・話す言語の異なる人と話すときは、やさしい日本語を使うなどして十分にコミュニケーションをとること。

### ※6 アイデンティティー

自己同一性と訳され、自分は何者であるか、自分はどうすべきかなどを自分で認識する実感のこと。外国につながる子どもの中には、日本で生まれ育ち、ルーツの国の言語や文化を知らずに、アイデンティティーが確立しにくいことがあります。

### ※7 やさしい日本語

普段話される日本語よりも簡単で、外国語を話す人もわかりやすい日本語のことです。たとえば、「今朝（けさ）」が分からなくても。「今日（きょう）の朝（あさ）」であると伝わる場合があります。

### ※8 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の身近な立場のパートナーから受けるさまざまな暴力行為を指します。身体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）等も含めて考えられています。被害者は女性が多いですが、男性の被害者もいます。